

[事案 22-17] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

・平成 23 年 4 月 28 日 裁定不調

<事案の概要>

銀行員(募集人)を通じ変額個人年金に加入(増額)した際、手続きの遅れ、苦情申出後の不適切な対応があったとして、契約を無効とし既払込保険料の返還等を求め申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 17 年 9 月、投資信託の検討時に銀行員(募集人)から変額個人年金保険(保険料一時払)の勧誘を受け同保険に加入した。さらに翌々月(11 月)に増額したが、いずれの際にも下記のとおり、手続きの遅れがあり、不利益を被った。

- ①保険契約の申込みと同日に一時払保険料を支払ったが、契約日(始期)が遅れていた。
- ②同保険契約の保険金額を増額し、同日に一時払い保険料として同額を支払ったが、増額日が遅れていた。

いずれの手続きの遅れも、保険会社あるいは募集代理店である銀行の義務懈怠によるものであるにもかかわらず、相手方会社は当方の要望する解決方法をとらず、このため本件契約に基づくスイッチング(投資先の変更)が行えなかった。

このように相手方会社に義務懈怠があるので、下記のとおり、本契約は無効であり、契約時と増額時のそれぞれの一時払保険料の全額を返還するとともに、遅延損害金を支払ってほしい。

- (1) 募集ルールを徹底せず募集ルール違反した契約は無効である。
- (2) 募集人が募集後適切に事務処理できない契約・増額手続きは無効である。
- (3) 資金を拘束されていたためその期間の利息の支払を求める(加入の目的であるスイッチングができない状況に置かれ、加入目的が果たせなかった)。

<保険会社の主張>

以下の理由から、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集ルール違反・不適切な事務処理があったという主張だが、募集ルール違反はなく、適切な事務処理がなされなかった訳ではない。また、錯誤・詐欺・強迫・消費者契約法違反等の無効・取消事由は存在しない。
- (2) 加入目的が果たせなかったとの主張についても、無効・取消事由にはあたらない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立書、答弁書等書面の内容にもとづき審理した。その結果、以下のとおり、申立人の主張には法律的な根拠あるいは損害認定の根拠が乏しいので、その主張を認めることはできないが、相手方会社は、本裁定手続きに入る前に申立人に対し、和解案を提示しており、審査会も、本提案は申立人の利益となるもので、相当であると思料し、生命保険相談所規程第 41 条第 1 項に基づき、同和解案の受諾を双方に勧告した。

その結果、申立人が和解案を受諾しなかったため、同規程第 45 条第 2 項に基づき、裁定不調として手続きを終了した。

1. 申立人の主張について

下記のとおり、契約の効力を消滅させる理由はないので、申立人の保険料全額返還の請求は認められない。

- (1)契約の無効あるいは取消は、契約に瑕疵がある場合であって、契約が有効に成立している場合には、無効あるいは取消権が発生することはない。申立人の主張では、契約の効力自体に影響を与える事実はないので、契約自体は有効であり、一時払保険料の返還を求める法律的根拠とはならない。
- (2)但し、契約が有効に成立しても、相手方会社が契約上の義務に違反し、そのために契約の目的を達しえない場合には、債務不履行として契約を解除することができる。しかし、本件では、相手方会社の契約上の義務違反の可能性はあるが、その義務懈怠は短期間で治癒されており、契約の目的を達しえないものとはいえないので、仮に義務違反があったとしても契約の解除をすることはできない。

2. 運用開始の遅滞による相手方会社の責任

- (1)生命保険契約は、契約者の申込と保険会社の承諾によって成立するが、申込後どの程度の期間で承諾をしなければならないという約定はない。従って、保険会社の承諾が著しく遅延し、他の契約者との平等を害する場合には不法行為としての責任を負うことになるが、数日の期間の経過は何らの法的責任を生ずるものではない。
- (2)しかし、保険金額（基準金額）の増額については、約款規定により、一時払保険料を会社が受け取った時に責任を負い、その責任開始日の翌日を増額日として運用を開始することになっている。もっとも、本件契約では、増額請求書に、前記の約款規定を排除し、増額申込書あるいは一時払保険料を会社が受け取った日のどちらか遅い方の日の翌営業日の翌日を増額日とする特則があるので、これに従わなければならない。

3. スイッチングができなかったとの主張について

- (1)本件契約では、契約者は保険会社に投資先の変更を指示すること（スイッチング）によって、自らの意思で資産の運用方法を選択できる点に特徴があるが、申立人は本件紛争の存在により、スイッチングができなかった損害があると主張している。
- (2)しかし、本件紛争が存在しても、争いのない資産額は当然運用されており、この運用資産をもってスイッチングの指示ができるのだから、争いの有無はスイッチングの可否に影響をあたえない。

4. 銀行及び相手方会社の対応について

申立人は、銀行及び相手方会社の対応について問題としているが、この対応が契約の効力に影響を与えないものである以上、特に不法行為となる場合を除き、その適否の判断は当審査会の権限の範疇には属しない。また、申立人の主張が事実であるとしても、相手方会社に不法行為責任を負わせるような違法があるとは認定できない。